

【授業の構成】シラバスは変更しています。今後の変更もあり得ます。

- 第1講 4/11 教育勅語とは何か
- 第2講 4/18 教育基本法、社会教育と生涯学習
- 第3講 4/25 教育委員会と教育行政
- 第4講 5/9 日本と各国の学校制度
- 第5講 5/16 博学連携：学校と博物館
- 第6講 5/23 格差と教育、博物館
- 第7講 5/30 学芸員の採用とキャリアコース、リカレント教育
- 第8講 6/6 文章作成技法：レポートの書き方
- 第9講 6/13 家族と家庭教育への期待
- 第10講 6/20 近代以前の学校と教育：寺院神社教会、藩校、寺子屋、私塾、儒学
- 第11講 6/27 文化財の教育利用：博物館網走監獄
- 第12講 7/4 異文化教育と多文化政策
- 第13講 公民館と網走市立美術館の見学
- 第14講 釧路市動物園の見学（土）
- 第15講 釧路市立博物館の見学（土）

取り扱う法令：日本国憲法、教育基本法、社会教育法、図書館法、地教法、学校教育法、生涯学習振興法

見学1：網走市の社会教育施設（図書館、公民館、美術館ほか）

見学2：釧路市動物園および釧路市立博物館

持物：筆記用具（要鉛筆）、昼食（ゴミは持ち帰り）、汚れても良い服装・靴（スカート・サンダル不可）

評価：小レポート20%、期末レポート80%。小レポートは随時実施、期末レポートの課題は末尾にあり。

## 教育勅語とは何か

### 1. 教育勅語とは

#### 1) 教育勅語全文

Wikipedia – 教育ニ関スル勅語 <https://ja.wikipedia.org/wiki/教育ニ関スル勅語>

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

（原文は「一顯彰スルニ足ラン」までと日付と署名捺印のみが分けられ全てつながっている）

## 2) 現代語訳

文部省「全文通釈」（時事ドットコム2017/4/4） <http://www.jiji.com/jc/article?k=2017040401067&g=soc>

文部省図書局による教育勅語の「全文通釈」は次の通り。

朕（ちん）がおもうに、わがご祖先の方々が国をおはじめになったことは極めて広遠であり、徳をお立てになったことは極めて深く厚くあらせられ、また、わが臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者が皆心を一つにして代々美風をつくりあげて来た。これはわが国柄の精髓であって、教育の基づくところもまた実にここにある。汝（なんじ）臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲良くし、夫婦互いに睦み合い、朋友（ほうゆう）互いに信義をもって交わり、へりくだって気随気儘（きずいきまま）の振る舞いをせず、人々に対して慈愛を及ぼすようにし、学問を修め業務を習って知識才能を養い、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法をはじめ諸々の法令を尊重遵守（じゅんしゅ）し、万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身をささげて皇室国家のためにつくせ。かくして神勅のまにまに天地とともに窮（きわま）りなき宝祚（あまつひつぎ）の御栄（みさかえ）をたすけ奉れ。かやうにすることは、ただに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなおさず、汝らの祖先の残した美風をはっきりあらわすことになる。

ここに示した道は、実にわがご祖先のお残しになった御訓であって、皇祖皇宗の子孫たる者および臣民たる者がともに従い守るべきところである。この道は古今をつらぬいて永久に間違いがなく、またわが国はもとより外国でとり用いても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守って、皆この道を体得実践することを切に望む。

（注）出展は文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告」、佐藤秀夫編「続・現代史資料9」。現代仮名遣いに近づけました。

国民道徳協会訳文 「論語の友」216号 <http://www.k5.dion.ne.jp/~eisai/jyuku/kyouikutyokugo.html>

## 3) 制定の経過と結果

学制百年史：二 明治憲法と教育勅語

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317610.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317610.htm)

### ・明治憲法の発布と教育

明治憲法には、教育に関する規定は設けられなかった

教育の目的・内容等に関する基本事項は勅令をもって定められることとなった

このことは明治憲法下における教育法令の勅令主義とよばれ、教育行政の基本的性格をなす

### ・教育勅語の起草と発布

明治二十年〔1887〕前後において、〔中略〕国民教育の根本精神が重要な問題として論議された

二十年前後における徳育の問題は、各種各様の意見が並立して修身教育をも混乱させることとなっていた

地方長官会議においては、徳育の根本方針を〔中略〕全国に示してほしいという趣旨の建議を内閣に提出

明治天皇は榎本文相に対し、徳育の基礎となる箴言（しんげん）の編纂（さん）を命ぜられた

教育勅語は、総理大臣山県有朋と芳川文相の責任のもとに起草が進められた

明治二十三年十月三十日、明治天皇は山県総理大臣と芳川文相を官中に召して教育に関する勅語を下賜された

国民道徳および国民教育の根本理念が明示され、それまでの徳育論争に一つの明確な方向が与えられた

### ・教育勅語発布後の教育

教育勅語が発布されると、〔中略〕勅語の謄本が各学校に下賜され、学校では奉読式を行なった

「小学校祝日大祭日儀式規程」によれば、紀元節・天長節などの祝日・大祭日に〔中略〕奉読を〔定めている〕教育勅語は、小学校および師範学校の教育に特に大きな影響を与えたがなかでも修身教育において顕著であった授けるべき徳目として、孝悌（てい）、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等をあげ特に「尊王愛国ノ志気」の涵（かん）養を求めている小学校の修身教科書は教育勅語の趣旨に基づいて特に厳格な基準によって検定が行なわれることとなったその後の修身教科書はきわめて忠実に教育勅語に基づいて内容が編集されている師範学校に対して教育勅語を徹底させる方策をとった

## 2. 教育勅語の戦後

### 1) 失効

教育勅語等の失効確認に関する決議：第2回国会、1948（昭和23）年6月16日衆議院本会議

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/002/0512/00206190512067a.html>

教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國體觀に基いている事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する

教育勅語等の失効確認に関する決議：第2回国会、1948（昭和23）年6月16日参議院本会議

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60\\_shiryu/ketsugi/002-51.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryu/ketsugi/002-51.html)

教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

## 日本国憲法第98条

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

○2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

## 教育基本法〔旧法〕

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

○2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

○2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

○2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

○2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

○2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

○2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。〔  
第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき  
ものである。

○2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われな  
なければならない。

第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されな  
なければならない。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

### 3. いま話題の政権の見解と各界からの論評

#### 1) 現政権の見解

教育勅語、肯定の動き 安倍内閣閣議決定 朝日新聞デジタル2017-4-1

<http://digital.asahi.com/articles/DA3S12871011.html?rm=150>

下村文部科学大臣の答弁（4月8日を選択） 参議院文教科学委員会平成26年4月8日の会議録

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0061/main.html>

稲田防衛大臣の答弁（3月9日を選択） 参議院外交防衛委員会平成29年3月9日の会議録

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0059/main.html>

教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書 平成29年2月27日 提出者：逢坂誠二

[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193093.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193093.htm)

教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問に対する答弁書 平成29年3月7日

[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193093.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193093.htm)

いまでも「教育勅語」には賛同 稲田防衛相が繰り返す「道義国家」：J-CASTニュース2017-3-10

<http://www.j-cast.com/2017/03/10292840.html?p=all>

稲田防衛相 公明「きちんと発言を」 教育勅語答弁に苦言 毎日新聞電子版2017-3-10

<https://mainichi.jp/articles/20170311/k00/00m/010/081000c>

稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問主意書 平成29年3月9日 提出者：逢坂誠二

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193118.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193118.htm)

稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問に対する答弁書 平成29年3月17日

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193118.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193118.htm)

教育勅語の根本理念に関する質問主意書 平成3月21日 提出者：初鹿明博

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193144.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193144.htm)

教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書 平成29年3月31日

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193144.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193144.htm)

教育勅語「教材に」 「戦前回帰」疑念招き 安倍政権、保守層に配慮 毎日新聞電子版2017-4-4

<https://mainichi.jp/articles/20170404/ddm/002/010/051000c>

教育勅語「学校教材、積極活用せず」菅官房長官 毎日新聞電子版2017-4-4

<https://mainichi.jp/articles/20170405/k00/00m/010/036000c>

朝礼での教育勅語の朗読「問題のない行為」 文科副大臣 朝日新聞デジタル2017-4-7

<http://www.asahi.com/articles/ASK47415ZK47UTFK009.html>

\*2017年4月7日の議事録はインターネット未公開

## 2) 各界からの論評

教育勅語 過去の遺物が教材か (社説) 朝日新聞デジタル2017-4-2

<http://www.asahi.com/articles/DA3S12872772.html>

教育勅語の学校教材活用 負の歴史しか学べない (社説) 毎日新聞電子版2017-4-5

<https://mainichi.jp/articles/20170405/ddm/005/070/043000c>

教育勅語は道徳教材に使えぬ (社説) 日本経済新聞電子版2017-4-9

<http://www.nikkei.com/article/DGXXKZO15091960Z00C17A4EA1000/>

教育勅語 道徳教材としてふさわしいか (社説) 読売新聞電子版2017-4-6

<http://sp.yomiuri.co.jp/editorial/20170405-OYT1T50128.html>

教育勅語を全否定する野党と一部メディアの大騒ぎ それこそ言論統制ではないか 産経新聞電子版2017-4-5

<http://www.sankei.com/politics/news/170405/pl1704050016-n1.html>

## 4. どう考えるか

- 1) 現在から見て問題があるとすればどのようなことか
- 2) 「今日でも通用する内容」について別の方法で教えることは可能か
- 3) 「憲法や教育基本法 [新法] に反しない形で教材として用いる」とは、具体的にはどのような使用か
- 4) そもそもなぜ閣議決定＝答弁書で肯定 (= 全面否定せず) としたのか
- 5) 道徳の教科科と関係があるのか、また、「パン屋は不適切」検定との関連はどうか
- 6) ドイツでナチスの教育に見習う点があると発言したらどうなるか、それも国会議員や大臣が
- 7) 敗戦によって日本国として再出発するために日本が受け入れたこと、国際社会＝連合国が求めたことは何か

### 【期末レポート課題】 (80点)

生涯学習社会においてミュージアムが日本で果たすべき機能と役割について、具体例を用い、下の条件を満たしたうえで、自分の考えを述べなさい。

- 1) 対象を下の館種から選択し、選択館種を明記すること。個別館で議論するのは不可。  
自然史博物館、水族館・動物園、科学館、郷土博物館、その他 (具体的に明記)
- 2) 選択した館種の博物館としての機能と役割を述べること
- 3) 選択した館種の日本での特徴や特殊性を述べること
- 4) 自分の体験や経験に言及すること
- 5) 他人のデータや意見を用いる場合は出典を明記し、本文中に引用箇所を示すこと
- 6) 文末に「引用文献」リストを付けること
- 7) 「レポートの書き方2016」を参考に見本 (論文そのもの) を見ながら作成すること

<http://www.bioindustry.nodai.ac.jp/~muse/text/report2016.pdf>

様式：A4判1枚両面印刷、3000-4000字、表紙不要、手書き不可

表面最上行に学科・学籍番号・氏名を記載すること

提出期限：6月27(火) 授業時間に草稿提出、7/4に講評、7/23までに最終提出

希望者には添削をしますので、研究室にレポートを持参ください。